



第1部

環境基本計画の策定について



1. 計画策定の背景

近年、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルの定着や事業活動から生じる環境への負荷※が増大したことにより、地球温暖化※やオゾン層※の破壊をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化しており、地球環境に大きな影響を与えています。

また、自然の復元力を超えるまでに拡大しつつある人間の活動は、自然環境の変化や野生生物の減少など、人類の生存基盤である自然環境に支障をきたしつつあります。

私たちの生命や健康を維持していくためには、身近な生活から国際的なレベルに至るまで、これらの問題を解決するための幅広い取り組みが必要となっています。

このような状況の中、国においては、平成5年に「環境基本法」を制定、平成6年に「環境基本計画」を策定（平成12年、平成18年改定）しました。また、平成10年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、持続可能な社会の実現を目指しています。

環境基本法第7条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。また、環境基本計画では、市町村は基礎的な地方公共団体として、地域づくりにおける取り組みをはじめ、多様な施策を実施すべきであるとされています。すなわち市町村は、地域の環境特性を熟知し、市民や事業者と手を携えて、地域に密着した環境づくりを進める重要な役割を担っています。

環境への負荷を低減し、自然や生物と共に生きるまちづくりを進めていくためには、あらゆる主体が、まず地域から取り組んでいかなければなりません。この意味で、市民・市民団体※、事業者に最も身近な行政機関である、本市の果たすべき役割は極めて重要です。

2. 計画の目的

『尾張旭市環境基本計画』は、平成16年12月に制定した尾張旭市環境基本条例第9条に基づき策定するもので、今ある環境を将来の世代により良くしながら継承し、誰もが健康で快適な市民生活を営むために、市、市民・市民団体、事業者が協力し、環境に配慮した総合的な取り組みを示すことを目的としています。

本計画では、本市の地域特性を踏まえ、本市の望ましい環境像、それを実現するための分野別目標、その目標を達成するための取り組みである市の施策や市民・市民団体、事業者の取り組みを示します。

※環境への負荷：人の活動により環境に与えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

※地球温暖化：大気中に含まれる微量の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン等）は、地表の温度を生物の生存に適した温度に保つ効果があるが、この濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のこと。

※オゾン層：地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしている。

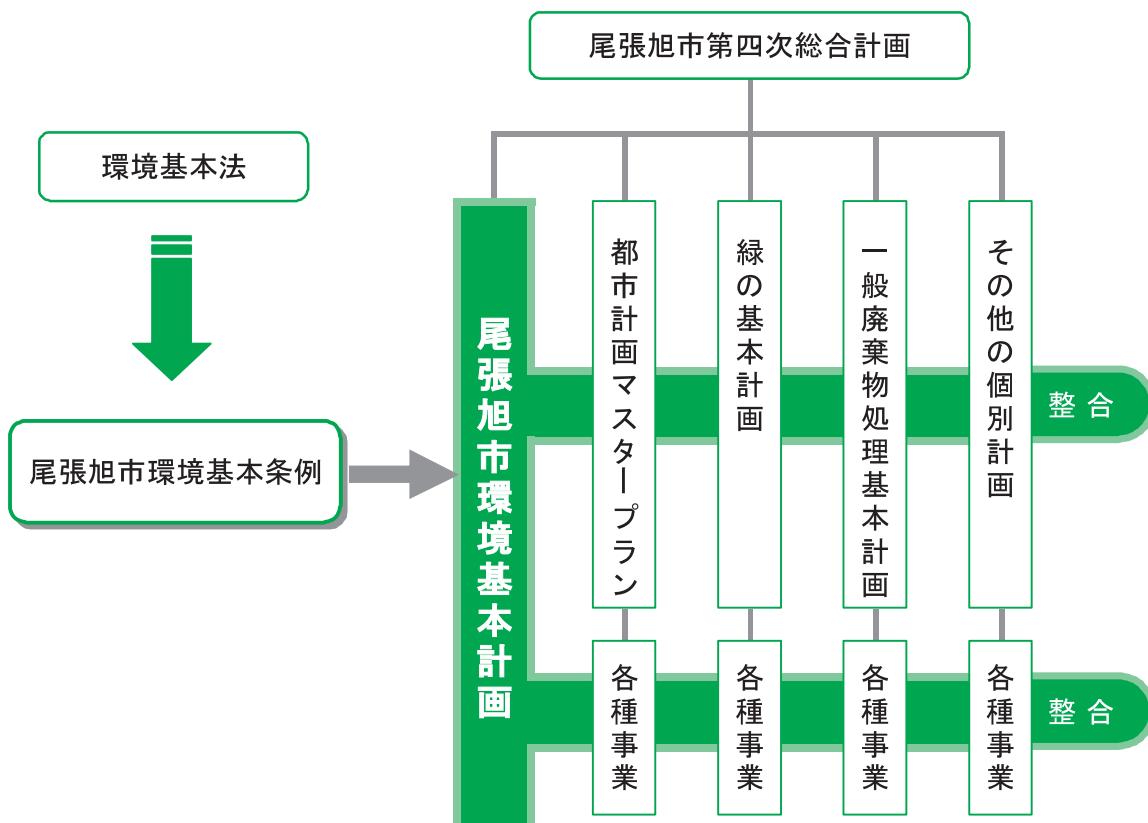
※市民団体：環境保全活動を主目的に行う環境NGOや自然保護団体等だけでなく、自治会、町内会、子ども会、シニアクラブやボランティア団体等の非営利で公益的な活動を行う団体をいう。



3. 計画の位置づけ

本計画は、21世紀初頭における本市の各種施策の環境面における基本的な方向を示す指針となるものです。市の施策を横断的に捉え、他の計画と整合を図り、望ましい環境像の実現を目指します。

また、本市が目指す将来の都市像「ともにつくる 元気あふれる 公園都市」に基づき、尾張旭市第四次総合計画に位置づけられている各部門の施策や個別の事業に環境という視点を加えるものです。今後、各種の個別計画や施策の立案及び実施にあたっては、環境基本計画との整合を図り、環境に及ぼす影響を総合的に検討するものとします。





4. 計画の役割

本市の特性を考慮したうえで、市民・市民団体、事業者の意見をできる限り取り入れ、反映させながら、目指すべき望ましい環境像や環境目標（分野別目標）を明確にするとともに、その実現に向けての施策を体系化し、市、市民・市民団体、事業者のそれぞれが取り組むべき行動を明らかにします。

5. 計画の期間

環境の保全及び創出にあたっては、長期的な視点に立つことが重要になります。したがって、本計画の期間は、平成35年度を目標年次とし、中間年次は第四次総合計画の目標年次である平成25年度とします。

望ましい環境像、分野別目標については、地球環境問題など、長期的な視点が必要な分野もあるため、21世紀半ばをも展望するものとします。

また、本市を取り巻く環境、社会情勢の変化や科学技術の進歩、上位計画である第四次総合計画の見直し等に応じ、必要な場合は施策や指標の見直しなどの適切な対応を図ります。



6. 各主体の役割

本計画では、市、市民、市民団体、事業者の役割を以下のように定めます。

市の役割

○基本的・総合的な施策の策定と実施

地球環境、自然環境、生活環境、資源、エネルギー、廃棄物、公害などに関する基本的で総合的な施策を策定し、実施します。

○事務事業によって生ずる環境への負荷の低減

市の事務事業を実施するにあたっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量など環境への負荷の低減に努めます。

市民の役割

○環境への負荷の低減

日常生活において、自覚と自らの行動により、エネルギーの有効利用や廃棄物の減量など環境への負荷の低減に努めます。

市民団体の役割

○環境保全活動の推進

市民の先導役となり、環境の保全及び創出に関する活動の推進に努めます。

事業者の役割

○事業活動によって生ずる環境への負荷の低減

事業活動によって生ずる公害を未然に防止し、資源及びエネルギーの有効利用や廃棄物の発生抑制など環境への負荷の低減に努めます。

○製品などの環境への負荷の低減

事業活動に係る製品などの製造、販売、使用、廃棄の各段階において、環境への負荷の低減に努めます。

各主体共通の役割

○環境保全活動への協力

市、市民・市民団体、事業者のそれぞれが協働^{*}し、環境の保全及び創出に関する活動に積極的に協力します。

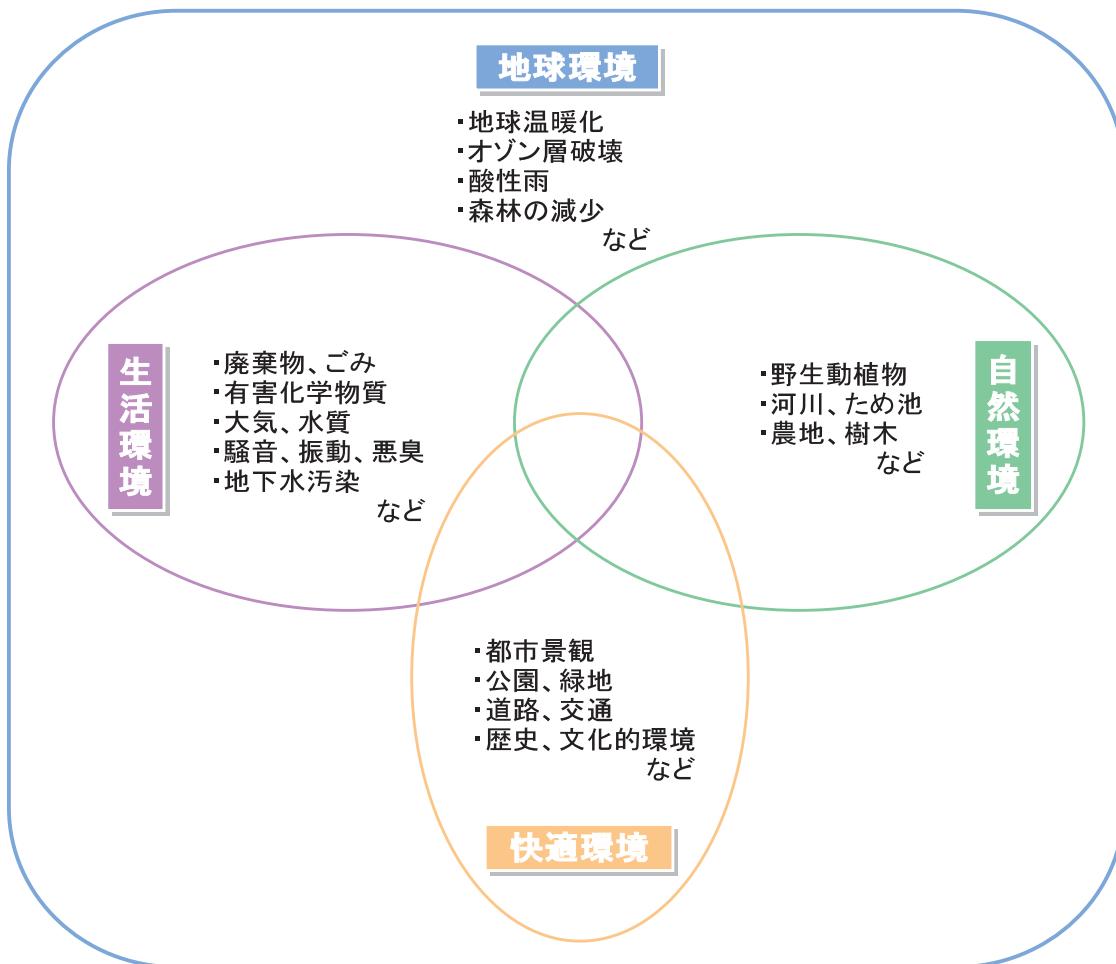
* 協働：同じ目的のために、協力して働くこと。



7. 計画の対象範囲

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、私たちを取り巻く地域的な環境における「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」とそれらを大きく捉える「地球環境」とします。

なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処します。



環境基本条例第8条には、市が取り組む環境の保全及び創出に関する施策の指針を規定しています。

(施策の策定等に係る指針)

第8条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を基本とし、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の安全と健康が守られ、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系[※]の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が創出されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。

[※]生態系：自然界のある地域に生育・生息する生物とそれらの生活に関与する大気、水、土壤などを一体として捉えたもの。